みんなでつくろう
「こどもまんなか社会」

こどもは北海道のまんなか

「こどもの権利」って知ってる?

「こどもの権利」とは、
こどもが生まれた時から持っている
権利(人権)のことです。

人権ってなんだろう?

みんなが生まれながらにもっている、
人としての尊厳や価値が守られ、
健康で幸せに生きるために認められている、
していいことやしてもらえることだよ。

「こどもの権利」を守るために
新しくルールをつくりました!

北海道こども基本条例

「こどもまんなか社会」って何だろう？

日本や北海道が目指している、
すべてのこどもや若者が大切にされ、安心して成長し、
ずっと幸せに暮らせる社会のことです。

**こどもまんなか社会をつくるために、
まわりのおとなや社会全体が、
「こどもの権利」を守り、
こどもたちをしっかり支えていきます。**

「こどもまんなか社会」を目指すための
計画を作りました

北海道こども計画

みんながこどもの権利について知ることが、「こどもまんなか社会」への第一歩!!

4つの基本となる「こどもの権利」を紹介します。
まわりのおとなの人といっしょに読んで、
じぶんたちこどもの権利が守られているかについて、
話し合ってみましょう。

1 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が守られます。

2 こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3

命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4

こどもが意味のある参加ができること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考えます。

みんなの生活の中で、
これらの権利はまわりのおとなから
大事にされているかな？
他にもたくさんの
権利があるみたいだよ！
チェックしてみよう！

困っていること、つらいことがあったら、
まわりのおとなに相談してみましょう。

まわりに相談しづらいときは
いつでも電話で相談ができます。
相談してくれた秘密は守られます。

チャイルドライン
0120-99-7777
受付時間：毎日午後4時～午後9時

子どもの人権110番
0120-007-110
受付時間：月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分まで

24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310
受付時間：24時間いつでも
つながります

少年相談110番
0120-677-110
受付時間：月曜日～金曜日
午前8時45分～午後5時30分まで

児童相談所全国共通ダイヤル
189
受付時間：24時間いつでも
つながります

子ども相談支援センター
0120-3882-56
受付時間：24時間いつでも
つながります

発行
北海道保健福祉部
子ども政策局子ども政策企画課
北海道